

学術・プログラム委員会規程

(名称)

第 1 条 この委員会は、AYA がんの医療と支援のあり方研究会 (AYA 研) 学術・プログラム委員会 (以下「委員会」) という。

(目的)

第 2 条 AYA がんの医療と支援のあり方研究会定款第 39 条、ならびに、定款施行細則第 17 条に基づき、AYA 研の学術的活動の企画・運営に関する業務を統括することにより、AYA 研の学術活動を活性化し、組織的かつ継続的に活動を実施することを目的とする。

(業務)

第 3 条 委員会が統括する AYA 研事務業務は以下の通りとする。

1. 学術集会における、シンポジウム、講演等の企画・運営に関する事項
2. その他、学会の学術的活動に関する事項

(組織)

第 4 条 委員会は、委員長、副委員長および委員若干名をもって構成する。

(会議等)

第 5 条 会議は必要に応じて開催する。委員長は会議を進行し、業務を統括する。

(任期)

第 6 条 委員長・委員の任期は、定款施行細則第 20 条に従い、理事の任期に準じる。

(規定の改廃)

第 7 条 この規程は、理事会の承認を得て改廃できる。

- 付則 1. この規程は、2018 年 12 月 19 日より施行する。
2. この規定は、2022 年 6 月 24 日より施行する。